

平成14年度 財務定期監査結果に基づき講じた措置（保健福祉局・区役所）

(1) 収入に関する事務

身体障害者更生援護施設の徴収金について、徴収金の決定を誤って徴収金が過大に決定されている事例、過小となっている事例が見受けられた。（東灘区・灘区・長田区・垂水区福祉部）
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

徴収額決定が過大となっていたので、平成15年2月18日差額を本人に還付処理した。今後は、適正な事務処理を行う。（東灘区）

今後は、徴収金決定のもととなる収入の内容を十分確認し、適正な事務処理を行なう。この件の過大徴収額は、平成15年5月、本人に還付済である。（灘区）

徴収金改定時期の誤まり、複数施設利用時の期間通算のもれにより算定過小となった事例があった。今後は、対象者一覧表等の作成によるチェックを心がけ、適正な事務処理を行います。（長田区）

平成14年12月6日徴収金の変更決議を得て、平成15年2月17日過納金還付処理を完了した。今後、錯誤が生じないように適正な事務処理に務めたい。（垂水区）

身体障害者更生援護施設の徴収金について、病院施設に入院したため徴収金を日割計算により減額しているが、その後、徴収金の年次改定が行われ、減額されない調定決議がなされてしまったため、減額分が収入未済になっている事例が見受けられた。（須磨区福祉部）
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

減額調定を行い、収入未済を解消した。今後は、適正な事務処理を行う。

知的障害者援護施設の徴収金について、過納になったまま長期間放置されている事例が見受けられた。 (西区福祉部)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

平成15年2月27日に該当者に還付を終えた。今後は、すみやかに事務処理を行う。

知的障害者援護施設の徴収金について、対象収入額の算定を誤って徴収金が過大に決定されている事例が見受けられた。 (灘区福祉部)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

今後は、徴収金決定のもととなる収入認定を適正に行ない、過大に徴収することのないよう努める。この件の過大徴収額は、平成15年5月に本人に還付を行った。

身体障害者更生資金貸付金について、平成11年2月以降督促が行われていない事例が見受けられた。 (育成課)

適正な債権管理に努めるべきである。

措置内容

平成14年12月調定分まで、平成15年2月末日現在未納のあるものに対して、平成15年3月13日付で各区福祉部を通して「督促状」を送付した。今後、適正な債権管理に努めます。

ホームヘルパーの利用料について、債務者を誤って調定決議を行い、誤調定分が収入未済になっている事例が見受けられた。 (育成課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

誤った調定については、H15.1.9に取消決議を行った。

(2) 支出に関する事務

補装具の自己負担額の決定について、誤って自己負担額が過大に決定されている事例が見受けられた。(灘区・北区福祉部)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

今後は、徴収基準額表の適用を誤らないよう適正に処理を行なう。なお、この件の過大負担分は、平成15年4月に返還した。(灘区)

平成15年5月に、自己負担超過分について、交付者に返還した。(北区)

(3) 財産管理に関する事務

監査日現在、重度心身障害者タクシー利用券の交付簿残高と現在高が異なっている事例が見受けられた。(中央区・垂水区・西区福祉部)

適正な管理を行うべきである。

措置内容

タクシー利用券の交付がある毎に、交付簿残高と現在高のチェックを行うよう措置を講じた。(中央区)

交付簿残高と現在高との差は全て書損であり(現物確認済)、その分についての入力処理及び台帳整備を行った。今後、入力処理を徹底し、適正な管理に務めたい。(垂水区)

タクシー利用券は、毎日、交付簿の残高と現在高とを照合し、適正な管理を行う。(西区)

重度心身障害者タクシー利用券の交付事務において、年2回報告を求めることになっている利用券の交付状況報告が未提出となっている事例、書き損じた有効期限内の利用券、申請月に応じて交付不要となる有効期限内の利用券及び資格喪失等により返還された有効期限内の利用券を保管していない事例、またこれらの利用券を使用不能とする処理を行っていない事例、年度末の残余券の管理・廃棄について適正な処理が行われていない事例が見受けられた。

(育成課、東灘区・灘区・中央区・兵庫区・北区・長田区
・須磨区・垂水区・西区福祉部、北須磨支所福祉課)

タクシー利用券は有価証券に準じて取り扱い、出納保管の状況を把握して現物の管理を行うべきである。そのためには、書損等のタクシー利用券も有効期限内で使用可能なものは枚数を確認して保管し、保管中のタクシー利用券はパンチで穴を空け使用不能とするなど、適正な管理を行うべきである。

措置内容

交付実績については年2回報告を受け、残余券等については回収し、また適切に廃棄処分を行う措置を講じた。

3月に事務担当者会を開催し事務処理方法、データ入力 of 徹底を指示した。

順次各区での管理状況、交付状況報告等確認を行った。(育成課)

書き損じた利用券、申請月に応じて交付不要となる利用券、及び、資格喪失等により返還された有効期限内の利用券については、理由別に分類して保管するよう措置を講じた。(東灘区)

書損等で不要となった有効期限内のタクシー利用券は、パンチ穴をあけて有効期限内は保管することとした。交付不要となる有効期限内の利用券等も同様の処理を行なう。(灘区)

有効期限内の書損等のタクシー利用券は、枚数を確認し、パンチで穴を空け使用不能として保管するよう措置を講じた。(中央区)

書損等のタクシー利用券も有効期限内で使用可能なものは、枚数を確認して保管をするとともに、保管中のタクシー利用券は、パンチで穴を空け使用不能とするようにした。(兵庫区)

平成15年度からタクシー利用券管理簿を作成して、切取枚数、書損等のタクシー利用券も枚数を確認して保管することとして、保管中のタクシー利用券(書損・死亡等)はパンチで穴を空けて、使用不能とする措置を講じた。(北区)

今後、有価証券に準じて取扱うこととし、毎月出納保管状況を現物により確認し、書損じ或いは返却された券については、パンチ処理により使用不能化し、適正に管理を行います。(長田区)

利用券については、交付・切取枚数・書損・残数を確認し、又、使用不可となった書損や切取った利用券はパンチで穴を空け、未交付分とともに鍵のかかるロッカーで保管する措置を講じた。(須磨区・北須磨支所)

タクシー利用券の回収整理箱を設け、回収管理をし無効処理の後、鍵付保管庫にて保管するよう措置を講じた。(垂水区)

書損等で不要となった有効期限内のタクシー利用券は、パンチ穴を空けて使用不能とした上で、事由別に分けて、有効期限内は保管する措置を講じた。(西区)